

連載 | 追う | 地域発 | 語る | 問う | 論説 ■ 特報

かながわライフサポート事業(上)

生活が困窮しているにもかかわらず、年金収入があるといった理由で公的支援の対象外になってしまう人たちがいる。そうした制度のはさまにある人を支えようとする県社会福祉協議会(県社協)が取り組んでいる。2013年8月に始まった「かながわライフサポート事業」(LFS事業)。その成果と課題を探る。(伊 貴敏)

3月中旬、県央地区。一人暮らしの男性(76)の元を社会福祉法人愛伸会(愛川町)のスタッフでLFS事業のコーディネーター、ソーシャルワーカー(CSW)山崎良子さんが訪ねた。「文関先で「こんにちは」と声を掛けると男性がゆっくり現れた。布団や米、スパゲティ、カレー、缶詰といった食品を手渡し、最近の暮らしに耳を傾け、困っていることがないかを探っていく。

LFS事業は、県内の社会福祉法人有志が資金を出し合い、基金を設立して行われている。各法人の職員から養成されるCSWが利用者から生活状況などを聞き取り、それぞれに必要な支援を手だてる。経済支援は現金給付ではなく、家賃などの肩代わりや食品の提供など物支給が中心。特徴。支援に必要な金額は基金から各法人に支払われるため、利用者は返済する必要はない。

70歳近くまで鉄工所を経営し

「隙間」の困窮者支える



利用者の男性(右)に寄付品の説明をするCSWの山崎さん

暗転したのは約1年半前。心筋梗塞で倒れて入院。糖尿病の影響、自も悪くなり、アルバイトを辞めざるを得なくなった。生活費に困るようになったが、2人の子ともとは疎遠になっていったため、頼ることはできなかった。

が、この地域でLFS事業を担保とする愛伸会だった。手元の現金はこの時、2千円しかなかったという。「病気をしてから何もかも狂っちゃった。男性は体調への不安から、病院や食品の買い出し以外に外出することもない。自宅にこもった生活は自然と公共料金がかさむ。中でも電気料金は月に2万円弱になる。心臓を悪くしてから足先が冷えるため、ホットカーペットを24時間使い続けているからだ。

県社協のまとめによると、13年8月の事業開始から今年3月までの間の支援数は1800件。相談対応は740件に上った。原則、支援期間は3カ月、経済的支援は10万円が上限だが、利用者の生活状況を優先して上限を超えるケースもあった。支援の総額は13年度は148万1199円、14年度は3月20日までで400万3600円に上る。事業の利用者、最も多い年代は40〜50代。県社協の担当、大関晃一さんが説明する。「夫

暗転したのは約1年半前。心筋梗塞で倒れて入院。糖尿病の影響、自も悪くなり、アルバイトを辞めざるを得なくなった。生活費に困るようになったが、2人の子ともとは疎遠になっていったため、頼ることはできなかった。

が、この地域でLFS事業を担保とする愛伸会だった。手元の現金はこの時、2千円しかなかったという。「病気をしてから何もかも狂っちゃった。男性は体調への不安から、病院や食品の買い出し以外に外出することもない。自宅にこもった生活は自然と公共料金がかさむ。中でも電気料金は月に2万円弱になる。心臓を悪くしてから足先が冷えるため、ホットカーペットを24時間使い続けているからだ。

県社協のまとめによると、13年8月の事業開始から今年3月までの間の支援数は1800件。相談対応は740件に上った。原則、支援期間は3カ月、経済的支援は10万円が上限だが、利用者の生活状況を優先して上限を超えるケースもあった。支援の総額は13年度は148万1199円、14年度は3月20日までで400万3600円に上る。事業の利用者、最も多い年代は40〜50代。県社協の担当、大関晃一さんが説明する。「夫

業などで収入が途絶えてもたうは、男性の一人暮らしで健康だと利用できる制度がない。利用者の傾向から浮かび上がるのは、公的支援対象にならない人への支援の少なさ。低所得者や高齢者を対象にした公的貸付制度も、借金があたりたり、年齢制限を超えていたりすると使うことができない。「事業を通して、こういった事例に対応する資源が少ないことであらためて気がついた」

利用者には、家族や親族と縁が切れていて、助けを求められない人も多い。連絡先が分からないことも、電話がつかからないこともあった。

支援の一環でCSWが利用者と家族の間に入ることで関係が改善されることもある。県央地区の男性のケースでも、聞き取りを基にCSWが疎遠になっていた家族に繰り返し状況を説明。当初はいい顔を返さなかったものの、今では男性は子どもからの差し入れも届くようになった。

それでも大関さんの思いは複雑だ。「利用者は思った以上にいろいろなことを話してくれる。それによって解決に向けて動きだせるが、話をする相手がいらないということも感じる」

4月からより幅広い困窮者を対象にした生活困窮者自立支援法が施行され、支援の手は広がりつつある。「それでも支援の要件から外れてしまう人はいる。そこを埋めるLFS事業は必要」と大関さん。一方、隙間を埋める役割として頼られるだけではない。困窮者の問題解決にはつながらない。「自立法は支援者が課題を共有できるチャンス。関係者が知恵を出し合い、一つでも課題解決のためのサービスにつながるようにはなければ」と大関さん。

論説 ■ 特報

かながわライフサポート事業(下)

生活が困難しているものの、公的支援から外れてしまう人を対象にした県社会福祉協議会(県社協)の「かながわライフサポート事業」(L.S事業)。困窮者の生活再建に役割を果たす一方、事業を支える社会福祉法人の加盟については課題を残す。

L.S事業の実施主体は県社協だが、活動の多くは事業に参加する社会福祉法人が担う。加盟する法人は「法人の収支差額のうちの5%」か、「常勤職員1人につき5千円」の、少ない方を事業の基金に納める。

事業では利用者へ食品などの生活必需品を買ったり、家賃などを代わりに支払ったりすることもある。費用はいったん法人側が立て替え、基金から戻される仕組みになっている。

支援が終わるまで利用者を支えるコミュニケーションソーシャルワーカー(CSW)は、参加法人の職員から養成される。事業の安定と加盟法人数は不可分の関係だ。

県社協によると、県内の社会福祉法人のほとんどが加盟する同会の「経営者部会」には、504法人が名前を連ねる。L.S事業は2011年に提案され、13年8月に発足。「保育」「高齢者福祉」「障害福祉」など各法人の専門に關係なく、「オール神奈川」としての参加を呼び掛け、29法人でスタートした。今年3月時点で52法人まで増えたが、まだ全体の1割程度。もっと増えると考えていたが、予想よりも少ない参加にとまどっている。

参加法人が伸び悩む理由として

法人の事業参加 課題に

考えられるのが、「福祉業界の人材不足」だと県社協の大関晃一さんは考える。

例えば、高齢者の介護現場の「人材の不足感」は56・5%に上り、12年10月から13年9月までの介護労働者の離職率は16・6%だった。介護労働安定センター調べ。L.S事業は、職員が通常の仕事をしながら支援も手掛けることになる。「本業が大変」という声が多い。総論では事業に賛成していても、人材不足の中、現実的には参加は難しいと考えているところが多いのではないかとみている。

事業の安定と発展を考えれば、全法人の参加が理想。県外の同様の事業では、全法人の参加をほぼ義務付けているケースもあるが、神奈川では希望する法人が自主的に参加する形を取っている。原則として、1人の利用者の支援は、最終まで同じCSWが担当する。利用者信頼関係をつくり、生活再建に向けて並走していくことがL.S事業の大前提。参加の義務付けがそうした意識の低下につながり、「事業がただの経済支援になっただけなら、理念が根底から崩れてしまう」という懸念もあり、実施していないという。

■ 利点

時間も人的資源も必要なL.S事業だが、参加することで通常の業務にもメリットがあると考える法人もある。

社会福祉法人「すぎな谷(厚木市)」は14年4月からL.S事業に参加した。

同会は1962年から、知的障害者のための福祉施設を運営している。障害分野での活動は

50年を超えるが、他分野の事業は手掛けたことがない。中尾信利理事長は、事業参加について「内部では当初『そんなことをやる意義があるのか』『事業の内容がよく分からない』という意見も出た」と話す。

事業に参加しても法人側に収益が出るわけではない。費用や人手は「持ち出し」にならざるを得ない部分もある。困窮者支援という未知の分野に戸惑いもあった。県社協から事業についての提案があった直後から、1年以上かけて理事や職員に説明を重ね、参加を決めたという。

通常業務とL.S事業を並行することは簡単ではない。だが、事業に携わること、職員が今後の仕事を進めていく上で、絶対にプラスになる」と中尾理事長は話す。

同会の生活介護事業所施設長は、「CSWの山本裕之さんは事業に参加すると聞いた時は『こんなことを始めるの?』という気持ちだった」という。

最初に支援したのは、体調を崩して仕事ができなくなり、生活が苦しくなった男性だった。時間をかけて話し合い、利用できる支援制度などを模索した。それも専門の障害福祉とは縁の薄い分野。困窮者向けの貸付制度や手続きなどは山本さん自身が分からない内容も多かった。専門書で勉強し、県社協に問い合わせをしながら対応した。

男性は提案したのは、当面は生活保護を受給し、体調が回復したら再就職すること。男性は強く断ったが、何度も会って話すうちに気持ちが変わり、生活保護を受給することになったという。支援期間は1カ月半ほど。経済支援の金額は、原則上限定められている10万円を超えた。

「支援する必要はある」と意識はしていたが、実際にやってみたら大変と話す山本さんが、「こんなに生活が困難で、利用できる制度も知らずにいる人が身近にいる」と再認識したという。「制度に結び付いて生活改善のめどが立った時は、自分もうれしかった。福祉の原点があると、あらためて思った」と振り返る。

■ 経 験

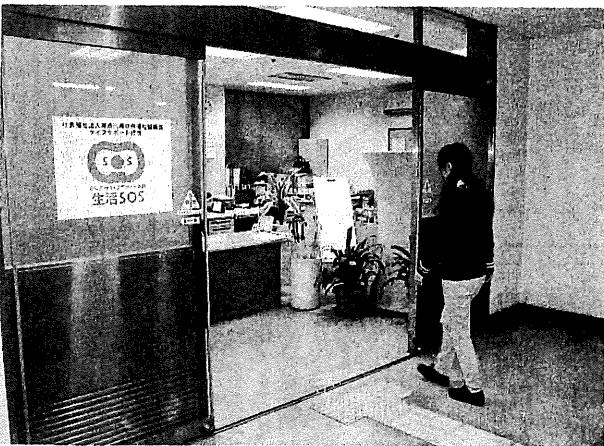
同会では、事業の専従者も置いている。担当の浦山長松さんは支援を通じて「知的障害者福祉では、良かれと思って職員が先回りしてしまうことがある。障害者だけに関わっていたら、それが支援だと錯覚してしまう」と感じた。「貧困」という部分でみんなつながっている。専門が障害は、高齢者などやっている時代ではない」と話す。

現在、CSWは6人。中尾理事長をはじめ幹部職員が資格者の中心になっている。「多くの職員がいろいろなことをやり、知識を得ていくべき。施設長などトップの人がこういう経験をすることは、今後に生きてくるはず。その経験は、法人の健全な発展にもつながるはず」と中尾理事長は話す。

県社協では今後、法人に具体的な支援の実例を伝え、各地域に潜在的に支援を必要とする人がいることを意識すること、参加法人を増やしていきたいと考えた。事業の利用者を「中間的就労」の形で法人施設で受け入れ、実際に触れ合うことで事業への理解を深めてもらう取り組みを進めている。

大関さんは「施設のある自治体での実践を伝え、誰かのためになっっているとかれば、事業のイメージもつかみやすい。実際に対応している法人がある一方で、自分たちは何も思っていないのか、と思ってしまう。少しずつ加盟法人が増えていくほしい」と話す。

(尹 貴淑)



県社会福祉協議会に設けられているライフサポート事業の窓口。直接生活の相談を受けることもある。＝横浜市神奈川区